

令和元年5月30日

学校法人森友学園

理事会 御中
評議員会 御中

監査報告書

学校法人森友学園

監事 澤田千晶

監事 大谷有美

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人森友学園寄附行為第14条3項の規定に基づき、学校法人森友学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における業務並びに財産の状況の監査をおこないました。

その結果、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

- (1) 業務についての監査は、理事等から業務の執行の報告を聴取するなど、必要な方法により、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、計算書類について検討するなど、必要な監査手続を実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務または財産に関しては、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上